

訪問介護サービス利用料金表

(特定事業所加算Ⅱ)

ヘルパーステーション
ばーらぼ

令和4年10月1日改定

区分内容	提供内容	利用料金					
		法定利用単位	法定利用金額 (注1)	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	負担額の目安 (3割負担)	
身体	身体01・Ⅱ	20分未満の身体介護	184 単位	1,878 円	188 円	376 円	564 円
	身体1・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護	275 単位	2,807 円	281 円	562 円	843 円
	身体2・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護	436 単位	4,451 円	446 円	891 円	1,336 円
	身体3・Ⅱ	1時間以上1時間半未満の身体介護	637 単位	6,503 円	651 円	1,301 円	1,951 円
	身体4・Ⅱ	1時間半以上2時間未満の身体介護	729 単位	7,443 円	745 円	1,489 円	2,233 円
生活	生活2・Ⅱ	20分以上45分未満の生活援助	201 単位	2,052 円	206 円	411 円	616 円
	生活3・Ⅱ	45分以上	248 単位	2,532 円	254 円	507 円	760 円
身体+生活	身1生1・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護+20分以上45分未満の生活援助	349 単位	3,563 円	357 円	713 円	1,069 円
	身1生2・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護+45分以上70分未満の生活援助	422 単位	4,308 円	431 円	862 円	1,293 円
	身2生1・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護+20分以上45分未満の生活援助	509 単位	5,196 円	520 円	1,040 円	1,559 円
	身2生2・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護+45分以上70分未満の生活援助	583 単位	5,952 円	596 円	1,191 円	1,786 円

介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(13.7%)×10.21円			左記計算より 算出された 金額の1割	左記計算より 算出された 金額の2割	左記計算より 算出された 金額の3割
介護職員等 特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(6.3%)×10.21円			左記計算より 算出された 金額の1割	左記計算より 算出された 金額の2割	左記計算より 算出された 金額の3割
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(2.4%)×10.21円			左記計算より 算出された 金額の1割	左記計算より 算出された 金額の2割	左記計算より 算出された 金額の3割
緊急時訪問介護加算	利用者の要請とケアマネが認めた居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護中心に限る)を、利用者又は家族から要請を受けて24時間以内に行った場合	100 単位	1,021 円	103 円	205 円	307 円
訪問介護初回加算	新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合	200 単位	2,042 円	205 円	409 円	613 円
生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	訪問リハ事業所のPT,OT,又はST等が訪問リハを行う際に、サービス提供責任者が同行し、共にアセスメントを行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供をした場合	100 単位	1,021 円	103 円	205 円	307 円
生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	指定訪問リハ事業所、指定通所リハ事業所又はリハを実施している医療提供施設の医師、PT,OT,又はSTが指定リハ等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、PT,OT,又はSTと利用者の身体状況の等の評価を共同して行い、生活機能向上を目的として訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、PT,OT,又はSTと連携し、計画に基づきサービスを提供した場合	200 単位	2,042 円	205 円	409 円	613 円

(注1) 1単位の単価は、地域サービスの種類により区分が定められています。
東近江市の訪問介護における単価は、10.21円となります。

(注2) 上記注1にて算出し、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額となります。
月額での計算の際には、単数処理を行いますので目安の金額と多少異なります。